
「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則」（公正慣習規則第5号）の一部改正について

日証協 平 18. 3. 14

本協会では、3月14日の自主規制会議において、「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則」（公正慣習規則第5号）の一部を改正した。

今般、「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則」（公正慣習規則第5号）の適用の対象とすべき取引について見直しを行い、会員が行う取引所外売買及び協会員が媒介等を行う取引所外売買のうち、有価証券店頭オプション取引に伴う権利行使により成立する取引所外売買及び有価証券先渡取引により成立する取引所外売買等について、適用除外とすること等について、「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則」（公正慣習規則第5号）の一部について、所要の見直しを図るものである。

本規則施行は、平成18年4月1日から施行する。

理事会決議の趣旨骨子及び全文は、それぞれ以下のとおりである。

「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則」(公正慣習規則第5号)の一部改正について

平成 18 年 3 月 14 日

日 本 証 券 業 協 会

I. 改正の趣旨

今般、「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則」(公正慣習規則第5号)の適用の対象とすべき取引について見直しを行い、会員が行う取引所外売買及び協会員が媒介等を行う取引所外売買のうち、有価証券店頭オプション取引に伴う権利行使により成立する取引所外売買及び有価証券先渡取引により成立する取引所外売買等について、適用除外とすることとし、同規則の一部改正を行うこととする。併せてその他所要の整備を行うこととする。

II. 改正の骨子

- ・ 有価証券店頭デリバティブ取引により成立する取引所外売買については、この規則を適用しないこととする。(第4条第3項)
- ・ 本協会が、取引所外売買を停止している間は、協会員は取引所外売買を成立させてはならないことを明確化することとする。(第6条第3項)

III. 施行の時期

- ・ 平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

以 上

「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則」（公正慣習規則第5号）の一部改正について

平成 18 年 3 月 14 日
(下線部分変更)

新	旧
(適用除外) 第 4 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 <u>会員が行う取引所外売買又は協会員が媒介等を行う取引所外売買のうち、有価証券店頭デリバティブ取引により成立するものについては、この規則を適用しないものとする。</u> (売買の停止等) 第 6 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 <u>本協会が第 1 項の規定により取引所外売買を停止している間は、当該停止にかか</u> <u>る取引所外売買につき、会員においては当</u> <u>該会員が行う取引所外売買を成立させて</u> <u>はならず、協会員においては当該協会員が</u> <u>媒介等を行う取引所外売買を成立させて</u> <u>はならない。</u> 付 則 この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。	(適用除外) 第 4 条 (省 略) 2 (省 略) (新 設) (省 略) (省 略) (新 設)